

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 基本的引受基準 (1)～(8) (略) (9) <u>石炭火力発電において用いられる貨物等の対象契約については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、国際合意において認められるものであって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</u> (10) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾</p>	<p>1 基本的引受基準 (1)～(8) (略) (9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書</p>	

新	旧	備考
<p>書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1 (3)①から③までのすべてに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(11) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。ただし、当該てん補危険について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(12) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「保険契約の申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(1)③ - 1又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。</p> <p>(13) 設備財特約書附帯別表第6第3項に規定する「輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの」とは、次のいずれかに該当する対象契約とする。なお、一の対象契約の当事者が二以上の場合であって、日本貿易保険が認めた場合は、当該一の対象契約のうち、保険契約の締結を希望する輸出者等に係る部分についてのみ保険契約を締結するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(14) 「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険</p>	<p>を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1 (3)①から③までのすべてに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(10) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。ただし、当該てん補危険について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(11) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「保険契約の申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(1)③ - 1又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。</p> <p>(12) 設備財特約書附帯別表第6第3項に規定する「輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの」とは、次のいずれかに該当する対象契約とする。なお、一の対象契約の当事者が二以上の場合であって、日本貿易保険が認めた場合は、当該一の対象契約のうち、保険契約の締結を希望する輸出者等に係る部分についてのみ保険契約を締結するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(13) 「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険</p>	

新	旧	備考
<p>契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(15) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(16) その他</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(14) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(15) その他</p> <p>①～⑤ (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>令和3年12月20日</u>]</p> <p>この改正は、<u>令和4年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>令和3年11月30日</u>]</p> <p>この改正は、<u>令和3年12月7日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	
<p>[別紙5]</p> <p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p>	<p>[別紙5]</p> <p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p>	

新	旧	備考
<p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が15億円超のものに限る。</p>	<p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が15億円超のものに限る。</p>	
<p>[別紙6] (略)</p>	<p>[別紙6] (略)</p>	
<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>	